

緊急事態宣言の期間延長を受けた宮崎県の対応 (R2.5.4)

- 国の緊急事態宣言は、引き続き全都道府県を対象として、令和2年5月31日まで延長
- 本県は特定警戒都道府県以外の都道府県に該当

1 区 域 宮崎県内全域

2 期 間 令和2年5月7日(木)～31日(日)まで

3 適 用 県の対応方針(令和2年4月3日)について、上記の期間に限って「2 県の主催するイベント等・公の施設(1)(2)」及び「3 県民や市町村等への要請」を変更する。

(下線部が今回の新たな要請・対応の部分)

今後の感染状況、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

“感染リスクはゼロにならないことを前提にしつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す”

“感染しない、うつさない、ウイルスを持ち込まない、感染の連鎖をつくらない”

4 実施内容

(1) 県民の皆様へ：

- ① 不要不急の帰省や旅行など、県境をまたぐ移動を極力自粛
(特に特定警戒都道府県(注1)への滞在は避ける)
- ② 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛
クラスター(注2)が多数発生しているような場や「三つの密」のある場への外出を自粛
- ③ 感染拡大を予防する新しい生活様式等(別紙)を徹底

(注1) 東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県(13都道府県)

(注2) 他県でのクラスター事例
ナイトクラブ、ライブハウス、ライブバー、カラオケ、飲食店(懇親会)、スポーツジム、卓球スクール、合唱団、展示会、医療機関、福祉施設、保育施設、会社・事業所

(2) 県外の皆様へ

- ① 極力、来県の自粛

4 実施内容

(3) 県の主催するイベント等・公の施設

- ① クラスタが発生するおそれがある、又は「三つの密」のあるイベント等は開催自粛
- ② 全国的大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期
- ③ 感染対策を講じた上での比較的少人数のイベント等は、リスクを見極めて実施
- ④ 公の施設については、5/7以降、状況に応じて順次開館

(4) 施設の使用制限等(休業要請等)

- ① 繁華街の接待を伴う飲食店等の遊興施設及びパチンコ店等の遊技施設に対して、
 - 休業要請(4/25～5/10)
 - ・5/10まで延長(強い警戒態勢に移行するための準備期間が5/7～10)
 - ・5/11からは強い警戒態勢の下で営業
 - 強い警戒態勢(5/11～)
 - ・感染防止のためのガイドラインの作成やその活用などによる感染対策の徹底を要請
 - ・「即時休業等」を導入:感染拡大が懸念される感染例が生じた場合、休業又はその他の必要な対策を要請
- ② その他の施設に対して、業種別に、
 - ・感染防止のためのガイドラインの作成やその活用などによる感染対策の徹底を要請

(5) 県民や市町村・事業者等への要請

- ① 県の対応と同様の対応を要請

4 実施内容

(6) 県立学校

全ての県立学校の臨時休業を5月24日（日）まで延長する。なお、登校日の設定及び登校日における学習活動は可能とし、25日（月）の完全再開に向けて、段階的に取組を進める。

- ① 学校長の判断で5月11日（月）より登校日の設定を可能とする。
 - 登校日における学習活動を実施することができる。
 - 進路等の影響を考慮し、最終学年の児童生徒等の学習活動については、優先的に実施することができる。
 - 特別支援学校については、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ実施を判断すること。
 - 設定する場合には、児童生徒等の時差登校や分散登校を計画し実施すること。
- ② 部活動も5月24日（日）まで中止とする。
- ③ 業務に支障のない範囲で教職員の時差出勤や在宅勤務等を認める。
- ④ 対応方針は、今後の国の動向等を踏まえ、適宜見直すこととし、5月25日（月）以降の対応等を含め、5月21日（木）までに連絡を行う。

5 県内経済への対応

これまで給付金の支給などを実施しているところであるが、今後も国の動きを注視しつつ、県独自の応援消費などによる需要喚起策を段階に応じて実施。

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

娯楽 スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお箸口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

県の対応方針

令和2年4月3日

- 1 感染者に対して積極的疫学調査を徹底することとし、濃厚接触者に対して、14日間、健康観察を実施するとともに、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請する。
- 2 県の主催するイベント等・公の施設について、基本的に以下のとおりとする。
- (1) 県内で圏域ごとに取扱いを決めるイベント等・公の施設
- 国の専門家会議(4/1)が指摘する三地域※1について、県内の7圏域(二次医療圏単位※2)のどれに該当するかを設定し、地域ごとに取扱いを定める。

地域※1	一例	取扱い※3 ※4
(A) <u>感染未確認地域</u>	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	実施又は通常開館等を行う
(B) <u>感染確認地域</u>	感染者が一定数に収まっている	感染対策を徹底の上、状況に応じ、実施又は開館等を行う。
(C) <u>感染拡大警戒地域</u>	クラスターを含め感染者の発生が続発している	原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等(以下「制限等」)を行う※4

※1 圏域ごとに1例目が発生した場合は(B)地域とするほか、該当状況は迅速に公表

※2 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域
④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、
⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※3 実施等に当たり、感染対策の工夫などについて福祉保健部が相談に応じる

※4 ただし、入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する

(2) 県内の全域で、原則、制限等するイベント等

①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なもの

②(i)換気の悪い密閉空間、(ii)人が密集している及び(iii)近距離での会話や発声が行われるという3条件が同時に重なるもの

(3) 実施等する場合には、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加の自粛を求めることを含め、感染対策(例は別紙)を徹底する。

3 県民や市町村等に対して、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

4 高齢者、未就学児、障がい者(児)等が利用する社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る)において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等に休業(休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む)を要請する。

ただし、この方針は、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。

「休業要請」から「強い警戒態勢」へ

休業要請

大型連休に 県をまたいだ移動を抑制し、県外からの感染を阻止

○遊興施設等（スナック、バー、カラオケボックスなど）

○遊技施設（パチンコ店、ゲームセンターなど）

（4月25日～5月6日 「協力金10万円」）

県内や隣県の感染状況を踏まえ、大型連休ほど人の移動がない状況を考慮し、感染防止を徹底しつつ、経済を維持していくため5/7～5/10の準備期間を経て、本県独自の「強い警戒態勢」に移行する。

強い警戒態勢

（5/11より5月末まで）

「ガイドライン」の作成を要請

～業界ごとに感染防止対策ガイドラインを作成。

（（緊急事態宣言の間は）県外客の自粛を求める、「3密」を避ける、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」、室内の換気、人と人との距離を適切に取るなど）

「即時休業等」の導入

～感染拡大が懸念される感染例が生じた場合、休業又はその他の必要な対策を要請。

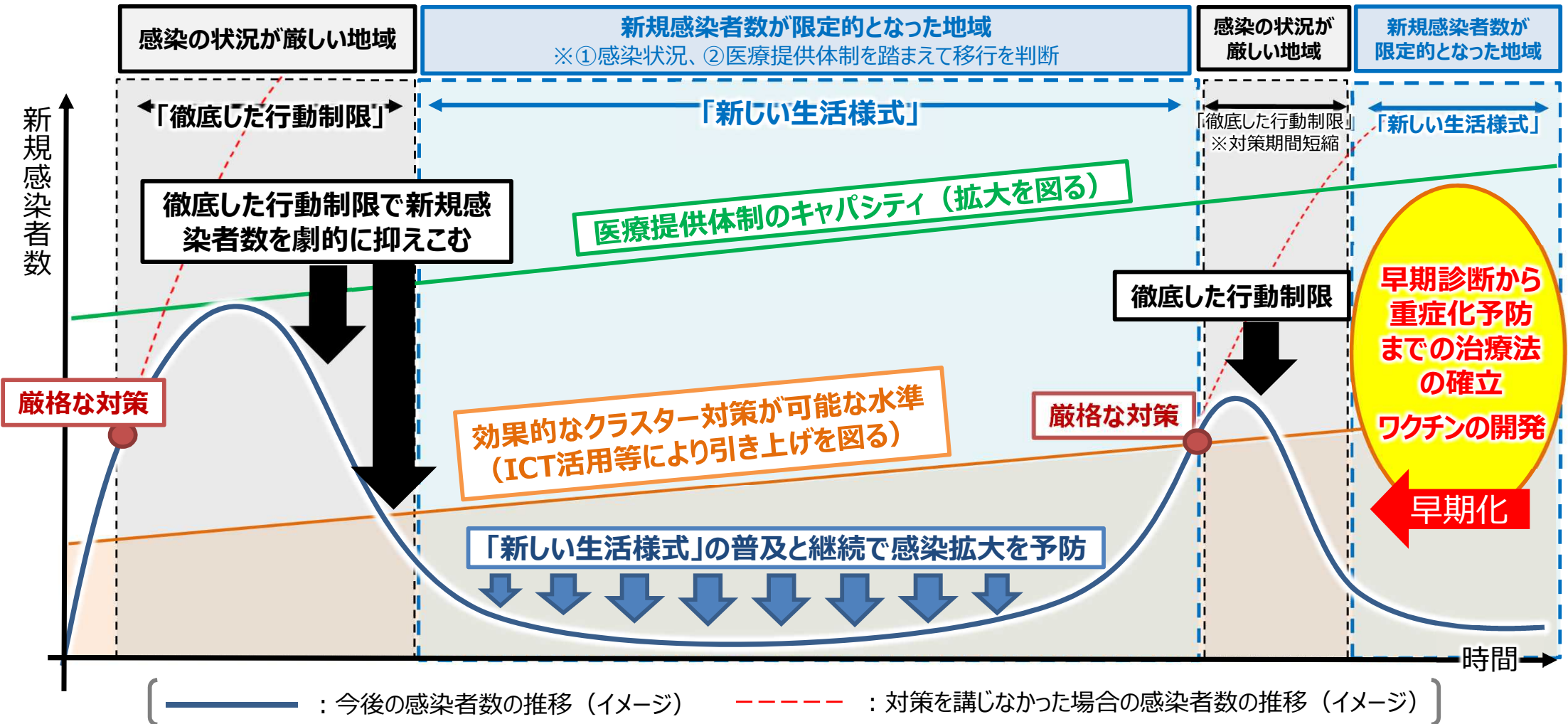
【 サ ン プ ル 】

事業者向け 【営業時の感染対策のあり方の例】

I 県外客向け		
	項目	Check
1	県外の方への来店自粛を徹底しているか。 (宮崎県の要請(来県自粛)を直接伝達、周知看板の設置など)	
II 開店前後も含めた適切な感染予防対策の実施		
1	入店時に体温の測定又は、症状の有無を確認しているか。 (具合の悪い方は入店を認めない。)	
2	過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方はいないか。	
3	感染拡大している地域や国へ14日以内に訪問している方はいないか。 (例)「東京などの特定警戒都道府県」 「県外ナンバーの駐車場への入場制限」	
4	体調不良の方が参加しないように、ポスター等による掲示や呼びかけの工夫を行っているか。	
5	発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。	
6	店舗等に入る際の手洗いの実施又は、エタノール等による手指消毒を設置し、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	
7	主に手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行っているか。 (例)ドアノブ、机、棚など	
8	下記の(例)のような、飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行っているか (例)「手が届く範囲以上の距離を保つ」 「会話を控えていただく案内をする」 「咳エチケットに準じて声を出さず機会が多い場面はマスクを着用する」 「レジ等におけるビニールカーテン等」 「ジェットタオルの停止」	
III クラスタ(集団)感染発生リスクの高い状況の回避		
1	換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施しているか。	
2	定期的に外気を取り入れる換気を実施しているか。 (例)窓の開放など。エアコンのみは不可。	
3	人を密集させない環境を整備しているか。 (例)「入店時は2m間隔で並ぶ」 「定員を少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。」 「座席の場合は一席ずつ空けて着席する」	
4	大きな発声をさせない環境づくり(会話などは控える)をしているか。	
5	長時間滞在しないような工夫をしているか。 (例)「1時間程度のコースの設定や営業時間の工夫」 「買い物等は早く済ませるための声かけやポスターの掲示等」	
6	共有物の適正な管理又は消毒の徹底しているか。	
IV 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力		
1	参加者の氏名や連絡先を把握しているか。(感染者が出た場合に連絡を取るため。)	
V 従業員等の感染対策の徹底		
1	出勤時に従業員に対する検温、体調管理の徹底 こまめな手洗い、うがいの促進	
2	従業員全てのマスク着用	
VI その他		
1	食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をしているか。 試食、イートインコーナーの使用中止をしているか。	

新型コロナウイルス感染症対策の今後の見通し（イメージ）

- 緊急事態宣言による行動制限は、感染拡大を防ぎ、**医療提供体制の崩壊を未然に防止**することを目的としている。他方、対策を一気に緩めれば、感染が再燃し、医療崩壊・重症者増大のおそれ。
- このため、今後、①早期診断及び治療法の確立により重症化予防の目途が立つか、②効果的なワクチンができるか、③集団免疫ができるかのいずれかが達成されるまでの期間、**まん延防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図っていく必要がある。**
- 感染が一定範囲に抑えられており、医療提供体制が確保された地域については、対策の強度を一定程度緩め、**感染拡大を予防する「新しい生活様式」へと移行し、効率的なクラスター対策により、新規感染者数の発生を一定以下にコントロールしていく。**並行して、医療提供体制のキャパシティを上げながら、再度、まん延が生じた場合は、「徹底した行動制限」を講じる。



新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針案（抄）（未定稿）

（3）まん延防止

1）外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5 月 1 日及び 4 日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

2）催物（イベント等）の開催制限

- ① 特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない

場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、リスクの態様に十分留意すること。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触検知アプリなどSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触検知アプリやSNS等の技術を活用して施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。（後略）

③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。